

住まいの耐震性を確認しませんか？

昭和56年5月31日以前に建築された建築物は、一般的に地震に弱いとされています。赤磐市では、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、古い基準で建てられた木造住宅の「現況診断」、「補強計画」、「耐震改修」に要する経費の一部を補助する制度を設けています。まずは、現況診断を行い住宅の耐震性を確認しましょう。

1. 現況診断…お住まいの住宅が地震に耐える強度があるかを診断

- 岡山県建築士事務所協会登録の診断員が診断を実施 受付期限 12月20日

診断費用9万円のうち、**8万円を補助します。**

自己負担額 1万円です。

※延床面積が200㎡を超える住宅の場合は、診断費用、補助金、自己負担が加算されます。

2. 補強計画・部分補強計画

…現況診断で倒壊の危険性がある場合、補強方法を検討

- 岡山県建築士事務所協会登録の診断員が補強計画を作成 受付期限 12月20日

診断費用9万円のうち、**8万円を補助します。**

自己負担額は1万円です。

※延床面積が200㎡を超える住宅の場合は、診断費用、補助金、自己負担が加算されます。

3. 耐震改修・部分耐震改修

…**補強計画・部分補強計画に基づき**、壁や柱などの耐震補強工事を実施

- 工事業者は住宅所有者が選定 受付期限 11月29日

(耐震改修) 耐震改修工事費の80%、上限100万円

(部分耐震改修工事) 耐震改修工事費の50%、上限80万円

を補助します。

※補助金申請前に工事契約や工事着工した場合は、補助金が交付されません。



■ 問い合わせ先

赤磐市建設事業部建設課都市管理班

TEL 086-955-1485

補助の要件（詳細はお問い合わせください）



1. 現況診断・補強計画・部分補強計画

■対象は、以下の条件に全てあてはまる木造の住宅です。

- ① 赤磐市内に存するもの
- ② 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ③ 一戸建ての住宅（併用住宅は居住部分の面積が延べ床面積の1/2以上）
- ④ 地上階数が2階建て以下のもの

【注意】丸太組工法（ログハウス）や特殊な認定工法は対象になりません。不明な場合は、問い合わせ先までご相談ください。

■申込みのできる方は、以下の条件に全てあてはまる方です。

- ① 住宅の所有者
- ② 市税を完納されている方

（参考）現況診断の補助申請に必要なもの

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ① 木造住宅耐震診断申込書 | ⑤ 建物の付近見取図（住宅地図等） |
| ② 補助金交付申請書 | ⑥ 申請建築物の外観写真(2面以上) |
| ③ 建物の着工時期が推測できる書類 | ⑦ 建築図面 |
| ④ 建物の所有者が確認できる書類 | |

2. 耐震改修・部分耐震改修

■対象は、以下の条件に全てあてはまる木造の住宅です。

- ① 市の補助を受けて現況診断、補強計画を行ったもの
- ② 現況診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
- ③ 改修工事によって耐震基準が「一応倒壊しない」となるもの
- ④ 年度内（2月中旬まで）に改修工事が完了するもの

■申込みのできる方は、以下の条件に全てあてはまる方です。

- ① 住宅の所有者
- ② 市税を完納されている方